

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

1 概要

第3次地方分権一括法による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法について、厚生労働省令が定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に基づき、市が基準を条例で定めるものとする。

※介護予防支援とは…要支援と認定された方に対して、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、介護サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行うことをいいます。

※介護予防支援事業所…介護予防支援を提供する事業所をいいます。

※市内の介護予防支援事業所は、10ヵ所あります。

2 根拠となる法律

介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定介護予防支援の事業の基準）

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、**市町村の条例で定める基準**に従い**市町村の条例で定める**員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、**市町村の条例で定める**。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4～6 略

3 国の基準

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18厚生労働省令第37号)

従うべき基準…条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

参酌すべき基準…地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

従うべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の数 ・管理者 ・<u>内容及び手続の説明及び同意</u> ・提供拒否の禁止 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨 ・基本方針 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・<u>要支援認定の申請に係る援助</u> ・身分を証する書類の携行 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定介護予防支援の業務の委託 ・法定代理受領サービスに係る報告 ・利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規定 ・<u>勤務体制の確保</u> ・設備及び備品等 ・従業者の健康管理 ・掲示 ・広告 ・介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等 ・苦情処理 ・会計の区部 ・<u>記録の整備</u> ・指定介護予防支援の基本取扱方針 ・指定介護予防支援の具体的取扱方針 ・指定介護予防支援の提供に当たっての留意点

※下線部分は独自基準を設けます。